イベント開催時のチェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

開催 本項目では、チェックリストを記入する前に、イベント の情報をご登録ください。			
イベント名	http://www.aiesu.co.jp/performance_miyukiyoshi.html#20220927 (開催案内等のURLがあれば記載)		
出演者・ チーム等	前川清、川中美幸		
	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)		
開催日時	令和 4 年 9 月 27 日 13 時 30 分 ~ 15 時 10 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)		
開催会場	新潟県民会館		
会場所在地	新潟市中央区一番堀通町3-13		
主催者	株式会社アイエス		
主催者 所在地	東京都新宿区四谷3-7 無三四堂ビル7F		
主催者 連絡先	(電話番号) (メールアドレス) info@aiesu.co.jp		
収容率 (上限)	100% ^(※) 人と人とが触れ合わない ☑ (大声なし) 程度の間隔		
	□ (大声あり)		
収容人数	1730		
参加人数	1500		
その他 特記事項	公演中会場内に警備員を配置、大声を出したお客様へすぐにかけつけ対応 (大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わない ことを担保する具体的な対策を記載ください。)		

(※)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、 これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当す ることと整理する。 **1**

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止 イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制(マスク 着用や大声 を出さない こと)の徹底

【大声なしの場合】

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、 適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の 正しい着用や大声(※)を出さないことを周知・徹 底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別 に注意、退場処分等の措置を講じる。

(※) 大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量 で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

②手洗、手 指・施設消 毒の徹底

- こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口 等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)。

③換気の徹 底

④来場者間 の密集回避

- 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員 配置や動線確保等の体制構築。
- 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない 固隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左 右の座席との身体的距離の確保

2

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制 限	V	飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感染防止 策等を踏まえた十分な対策)の徹底。 飲食中以外のマスク着用の推奨。
	✓	長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリ スクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以 外(例:観客席等)は自粛。
	V	自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断 (提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を 検討。)。
⑥出演者等 の感染対策	7	有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出 演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等 の健康管理を徹底する。
	4	練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出 演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処 する。
	V	出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時 間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導ス タッフ等必要な場合を除く。)。
⑦参加者の 把握・管理 等	V	チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等 を活用した参加者の把握。
	V	「新潟県新型コロナお知らせシステム」に登録し、発 行されたQRコードを掲示するとともに、イベント参 加者全員に活用を求めること。
	✓	入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等 を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、 有症状者の入場を確実に防止。
	✓	時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベン ト前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定 されている場合)を遵守すること。